

1 本書は、特別徴収の個人市町村税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した住居変更の住み替え等から転勤等）を提出した場合は、2月分第1月1日までに
2 機読取りを行う場合がありますので、本枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出してください。
3 異動により給与を支給しなくなった場合は、その年の1月1日から異動時までの間に確定した給与等と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日までに
4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

道府県民税 特別徴収

整理番号

令和 年 月 日 提出	市町村長	〒	所在地	氏名	担当氏名	電話番号	内線	特別徴収指定番号	年度	特別徴収指定番号	年度
								宛番号	年度	宛番号	年度

フリガナ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	未徴収税額 (ア) - (イ)	令和 年 月 日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
生年月日	年 月 日	円	円	円			
個人番号	住所						
1月1日現在	異動後						

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

〒	特別徴収指定番号	担当氏名	新しい勤務先へは、
所在地		電話番号	月割額 円 を 月分
フリガナ	法人番号		(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
称	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
			受給者番号
			納入書の要否
			番号を記入
			① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、	月分 (翌月10日納期限) で納入します。
←	2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。				

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	旧特別徴収処理欄	入力者	点検
←	1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。	年度		
	2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。	月分以降の月割額は		
	3. 死亡による退職のため。	年度		
		月分以降の月割額は		

市町村処理欄											
A	B	C	D	E	F	G	H	I	K	L	

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。